

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について

標記運動の実施については、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて」(令和8年3月31日付け国自整第261号)によりご協力を依頼したところでありますが、本運動の実施に当たり、下記事項に留意され本運動を推進されるようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者等に対する指導に際しては、別添の「不正改造車を排除する運動」実施細目」に定める事項に配慮方願います。
2. 本運動への協力
本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査等の実施に協力をお願いします。
3. 各種ツールについて
本年度の運動に使用する各種ツールについては、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、各関係団体からの依頼を取りまとめて次のものを作成し、配布することとしているので、地方組織、事業者等においては、これらを活用するよう指導をお願いします。
 - ・ポスター
 - ・チラシ
4. 実施結果の報告について
本運動の強化月間における実施結果については、貴団体が実施した以下の事項について、報告様式2によりとりまとめるうえ、不正改造防止推進協議会事務局(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会)に最終強化月間の翌々月の15日までに報告をお願いします。
 - ① 会員・事業者に対する指導
 - ② 一般への広報
 - ③ 独自に実施した事項
 - ④ その他